食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備支援の概要

【補正】食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業　　90億円
（今回）第７回募集額　約20億円

令和３年　10月４日
農林水産省輸出・国際局輸出支援課

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応や、家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応に必要となる施設や機器の整備を支援します（詳細は「４　交付対象事業費等」の項を参照）。

農林水産物・食品の輸出に当たっては、輸出先国が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しており、輸出事業者等は、輸出先国の規制やニーズに対応した施設及び体制の整備が必要である。

このような課題を踏まえ、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、「輸出促進法」という。）を制定し、日本の農林水産物及び食品の輸出の促進を図っているところである。

こうした状況から、食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、
（ア）政府機関が定める輸入条件への対応※1及び輸出向け認証取得への対応※2
（イ）家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応
に必要となる施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援する。

※１　輸入条件への対応とは、輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件への対応をいい、輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定への対応も含む。

※２　輸出向け認証取得への対応とは、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得への対応をいう。

（ア）交付先：都道府県等（都道府県又は、輸出・国際局長が認める団体）

（イ）事業実施主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者

①法人

②地方公共団体

③本事業の実施者として都道府県等が適当と認める者

※ 法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合、交付対象者に含む。

（ア）施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸入条件への対応、輸出向け HACCP 等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設の整備（新設・増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。なお、見学通路等についても、輸出先のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とする。

ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸出向け HACCP 等の認定・認証取得を行う場合の経費から HACCP 等の認定取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。

・対象施設・機器の例

・施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修

・エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入

・温度管理を要する装置・設備の導入

・家庭食向けのパッキング設備の導入　　　　等

（イ）効果促進事業

輸出向け HACCP 等の認定・認証取得に係る費用、輸出向け HACCP 等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、（ア）の施設・機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費とする。ただし、（ア）の交付対象事業費の 20%以内とする。（海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用は除く。）

（ウ）都道府県等附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、交付対象事業費の５％以内（交付額の外数）を都道府県及び輸出・国際局長が認める団体（以下「都道府県等」という。）への附帯事務費として交付する。

（エ）交付率

施設等整備事業及び効果促進事業の交付率は、以下の（１）の場合は 1/2 以内、

（２）の場合は3/10以内とする。
なお、（２）については、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二項で規定される中小企業者又は小規模事業者のことをいう。）及び法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体（製造・加工、流通等の事業を行う場合に限る）の取組を対象とする。
また、都道府県等附帯事務費の交付率は定額とする。

（１）交付率1/2以内
輸出先国の規制等への対応を行うため、本事業により以下のアからウまでに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を取得する場合（既に輸出向けHACCP等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む）

ア　輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定取得を行う場合
イ　輸出に対応するために必要な以下のａ又はｂの認証取得を行う場合
　ａ　ISO22000、GFSI承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ
　ｂ　JFS-B、有機JAS等
ウ　上記ア又はイに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下のｃからｅまでに定める認定・認証範囲の追加等を行う場合
　ｃ　認定・認証品目の追加
　ｄ　認定・認証製造ライン等の追加・変更
　ｅ　認定・認証対象エリア等の追加・変更

（２）交付率3/10以内
上記（１）以外の取組の場合
（例：輸出先国のニーズ対応を行うが、本事業により輸出向けHACCP等の認定・認証を取得しない場合）。

（オ）交付の上限額・下限額
１事業申請あたりの交付金は、以下のとおりとする。
令和２年度補正予算：上限５億円、下限250万円
※ 複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を交付対象事業費とすることができる。
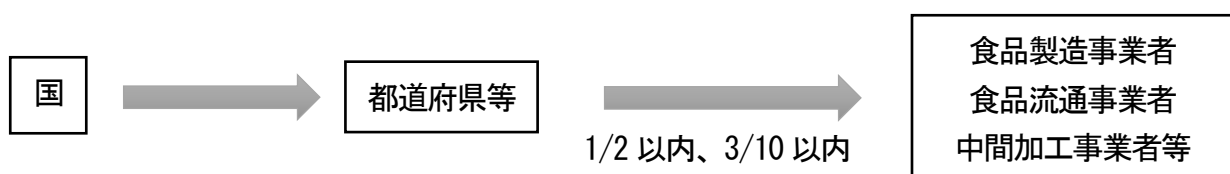
本事業の目標年度は、事業実施後５年以内とする。

成果目標は、目標年度における輸出の増加額とし、目標年度における輸出額を、現状と比較して１千万円以上増加させることとする。

原則として、６次化交付金の流れに準拠する。

① 都道府県等は、食品製造事業者等の事業者に対して要望調査を実施。

② 事業者等は、事業実施計画書（案）を作成し、都道府県等に提出。

・施設、機器を導入する都道府県に申請するものとする。
・一事業者が２つ以上の施設・機器を整備し、かつ、それらがそれぞれ異なる都道府県に存在する場合は、導入する都道府県にそれぞれ別々に申請するものとする。

③ 都道府県等は、事業者からの実施計画書（案）を取りまとめ、配分基準に基づく採点を実施。

④ 都道府県等は、取りまとめた事業実施計画書（案）及び採点結果を本省（農政局等）に提出する。

⑤ 本省（農政局等）は、都道府県等から提出された事業実施計画書（案）及び採点結果を踏まえ、採択事業者を決定し、都道府県等に割当を実施。

⑥ 都道府県等は、採択事業者に対して事業実施計画書の提出を依頼。
※ ②の事業実施計画書（案）と同じフォーマット。

⑦ 採択事業者は、都道府県等に対して事業実施計画書を提出。

⑧ 都道府県等は、提出された事業実施計画書を取りまとめの上精査し、都道府県内の採択事業者の事業内容をまとめた都道府県等事業実施計画を作成し、本省（農政局等）と協議。

⑨ 本省（農政局等）は都道府県等事業実施計画の内容を精査し、事業内容に問題がない場合は、都道府県等事業実施計画の承認を通知。

⑩ 都道府県等は、採択事業者に事業実施計画の承認を通知。

⑪ 採択事業者は、交付申請書を都道府県等に提出。

⑫ 都道府県等は、提出された交付申請書を取りまとめの上精査し、都道府県内の採択事業者の事業内容をまとめた交付申請書を作成し、本省（農政局等）に提出。

⑬ 本省（農政局等）は都道府県から提出された交付申請書の内容を精査し、申請内容に問題がない場合は、交付決定を通知。

⑭ 都道府県等は、採択事業者に対して交付決定を実施。

⑮ 交付決定後は、各都道府県等は、事業の進捗管理を行い、進捗等に問題があれば適宜指導を行う。

（ア） 主な採択基準

・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。
・ 全体事業費※が１千万円を超える場合は、交付対象事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費※の 10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。

※全体事業費とは、施設等整備事業と効果促進事業の事業費の合計額をいう。

・事業実施主体においてHACCPチームが編成されていること。なお、チームメンバーにはHACCP研修受講者を必ず含むこと（本事業により輸出拡大に取り組む品目が食品の場合に限る）。

・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目（製品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。

・これまでに本事業又は類似事業（HACCP対応のための施設改修等支援事業等）を実施した者にあっては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること。

・ その他、ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財務状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと、　等

（イ）配分基準

事業実施計画書の内容を元に配分基準に基づく採点（ポイント加算）を行い、ポイントの合計値が高い事業者から順に採択を行う（合計値は最大30ポイント）。

なお、ポイントが15ポイント以上の事業実施計画を採択対象とする。

【配分基準の主な評価項目】

・ 直近３年の輸出実績の有無

・ 取得済の輸出向けHACCP等の認定・認証※の有無

※政府機関が定める輸入条件（EU-HACCP等）、ISO22000、JFS-C等

・ 「輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定規定」に基づくGFPグローバル産地計画の認定の有無

・ 輸出目標額

・ 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得予定の有無

※政府機関が定める輸入条件（EU-HACCP等）、ISO22000、JFS-C等

・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大の有無

・ 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得に向け、事業実施計画の策定に当たり、品質・衛生管理専門家を活用した調査・検討を実施していること

・ 都道府県ポイント（地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか）　等

・ 本事業の事業実施計画において、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得予定としている事業者は、本事業の成果目標年度までに当該認定・認証を取得の上、輸出拡大に取り組まなければならない。

・事業実施の翌年度から成果目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を行い、事業実施状況を都道府県等に報告しなければならない。

【第７回募集】

・令和３年 10 月４日（月）～　都道府県等にて要望調査

※ 要望調査の締め切りは、各都道府県において設定

・令和３年 11 月１日（月）：都道府県等から地方農政局等へ要望調査結果提出

※ 都道府県等は、上記締め切りまでに実施計画書（案）および採点結果を地方農政局等に提出

・令和３年 11 月 15 日（月）：地方農政局等から農林水産省へ要望調査結果提出

※ 地方農政局等は、上記締め切りまでに都道府県等からの提出書類を確認・取りまとめの上、農林水産本省に提出

・令和３年 11 月下旬～：支出負担行為実施計画協議

・令和３年 12 月下旬～：割当て及び示達見込み

※ 採点結果を踏まえ、予算配分対象となった事業実施主体分の予算を都道府県等に割当て

・令和３年 12 月下旬～：事業実施計画の協議、交付決定等

・全体事業費が１千万円を超える場合にあっては、全体事業費の 10%以上の貸付けを受けることが採択要件となっておりますので、要望にあたっては株式会社日本政策金融公庫等の金融機関等との相談・確認を行っておいて下さい。

（参考）

輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることで「農林水産物・食品輸出促進資金制度」の利用が可能となります。ご利用にあたっては株式会社日本政策金融公庫の各支店へお問い合わせください。

・農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課（今東、森、青山、漆間）
メール：keiji_imahigashi820@maff.go.jp
：kohei_mori320@maff.go.jp
：shoki_aoyama890@maff.go.jp
：miki_uruma770@maff.go.jp
TEL ：03-6744-7184

・北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課
TEL：011-330-8810

・東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：022-221-6402

・関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：048-740-5356

・北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：076-232-4233

・東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：052-223-4619

・近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：075-414-9101

・中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：086-230-4258

・九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：096-300-6201

・内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課
TEL：098-866-1673

以上